平成27年3月31日				号	外
〇 岡山県職員服務規程の一部改正 (県例規集登載)	【訓 令】 (以上県例規集施行規則の一部を改正する規則	○ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例○ 岡山県庁舎防火・防災管理規則【規 則】	目次	岡山県公報 ^{発行}	
人事課	化 対 策 室	新エネルギー・温	担当課(室)	行岡山県	
					目次
					担当課(室)

◎岡山県規則第二十九号

岡山県庁舎防火・防災管理規則を次のように定める

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県庁舎防火・防災管理規則

Ш 県庁舎防 火管理規則 (昭和三十九 年 尚 Щ 県規則第三十七号) \mathcal{O} 全部を改正する。

(目的等)

号外

この 規則は、 庁 舎 (岡 Щ 県庁庁舎管理規則 (平成: 八 Щ 県規則第三十三号)

第二条第一号に規定する庁舎をい 「庁内」 おける火災を予防し、 . う。 別表第 一におい 及び警戒するとともに、 て同じ。) 及びその敷地内 火災及び

等の火災以外の災害による被害を軽減することを目的とする。

は、 庁内における防火管理及び防災管理 別に定め \mathcal{O} ある場合の ほ か、 この 規則の定めるところによる。 。 以 下 防災管理」 · う。) 0 11 7

岡山県公報

(協議会)

第二条 庁内におけ る防 防災管理に 9 V て必要な事項を協議するため、 出 Ш 県庁

防火・防災管理協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

という。) において準用する場合を含む。) 消防法 の作成及び当該消防計画に基づく訓練、 (昭和二十三年法律第百八十六号) 第八条第一項 の消防計画 (第 十 点検等の 八条第一 実施に関すること。 (同法第三十六条第

平成27年3月31日

防火及び防災に関する規程等の 制定及び改廃に関すること。

三消防用設備の改善及び整備に関すること。

兀 防火及び防災に関する調査、 研究及び 企画に関

五 防火思想及び防災思想の普及に関すること。

六 その他防火・防災管理に関すること。

3 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、総務部財産活用課長をもって充てる。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

昭昭 四十 年岡 県規則第三十二号) 第十四条第

定する主管課の課具

教育庁 教育政策課長、 企業局総務企画課長、 警察本部会計課長及び 議会事務局

長

(組織)

第三条 称する。) 読み替えて準用する同法第 防法第八条第 締責任者及 項 項 \mathcal{O} び 防 0 点検検査員を置 防災管理者 火管理者及 び同法 议 下 第三十六条第一 防 防災管理者」 項 お

(防火・防災管理者)

四条 防火・ 防災管理者は、 総務部財産活用課長をもって充てる

号外

及び 必要な業務 同条の 防災管理者は、 点検検査員 以下 以下 前条の 防災管理業務」 「点検検査員」 火気取締責任者 · う。) (以 下 を統括する。 が従事す 「火気取締責任者」

(火気取締責任者)

岡山県公報

第五条 責任者に て同じ。) 安委員会規則第一号) 県教育委員会事務局の 火気取締責任者 第三条第一項に規定する課及び ついては、 の長をも 0 尚 て充てる。 組織及び 第一条に規定する課をい 山県警察本部長が 課 事務分掌規則 ただし、 Щ 別に定める。 岡山県警察組織 政組織規則第二章第 岡山県警察本部に属する課に (昭和三十 . う。 第八条第二項及び別表第一 規則 一年 昭 節に規定する 山県教育委員会規 いる火気! お

区 域 火気取締責任者は、 内における防火・ 防災管理業務に従事する。 防火・防災管理者 命を受け、 防 火 防 理者 が 别 定

平成27年3月31日

- 3 における防火 項の 規定にかか 防災管理業務に従事させることができる。 別に火気取締責任者を指名し、 わらず、 防火・ 防災管理者は、 防火 防災管理者が 火 防災管理上 別 定め 必 区域内
- 4 火気取締責任者の 担当する業務は、 別表第一 0) とお りとする。
- 5 火気取締責任者は、 所属及び 名を表示しなけ 火 防災管理業務に従事する区域の れば なら 入 \Box 等の

(点検検査員)

第六条 点検検査員は、防火・防災管理者が指名する。

点検検査員 0 区分及 び担当する業務は 表第 とお

(点検検査)

- 第七条 火気、 用設 火気取締責任者 (以 下 備器具」 とい 火気を使用する設備器具 電気器具 防災管理業務に従事する区域及びその を行うものとする。 等に (第十条第一項及び別表第 0 V て、 別表第 にお に 周辺 定め V る点検 7 お け
- (点検検査の結果の報告及び改善措置) 点検検査員は、 別表第二に定める基準に従 V. 点検検査を行うも \mathcal{O}
- 第 を記録するとともに、 八条 火気取締責任者は、 速や か 点検検査 に防火・ 一の結果改善を要する事項を発見 防災管理者に報告しなけ れ ば なら
- 3 所属する課の長を経由 点検検査員は、 防災管理者は、 点検検査の して防火 点検検査 結果をその 防災管理者に報告し の結果改善を要すると認めた場合は、 都度記録 当該 なけ 記録 ばな を保存するととも 必要な改善措
- (報告等の義務)

置を講じ

なければ

ならない

- 第九条 旨を速やかに火気取締責任者又は防火・ 何人も、 防 火上 又は防災上危険であると思われる事項を発見 防災管理者に報告 なけ れ んばなら な
- 三項の規定を準用する。 項の規定による報告が あ 0 た場合 0 報告及び措置に 0 ては、 前条第 項及 てド
- (火気等の使用)
- 第十条 等」 め防火・ という。) 庁内におい 防災管理者の承認を得なけ を使用する場合 て、 火気、 暖房用器具又は は、 その 使用 れば ならない 区域を担当す 火気使用設備器具 ^る火気! (次項に 取締責任 お 者 V
- ため 庁内におい の措置を講じなけ て火気等を使用した者は、 ればならな 使用 後は 残火の 始 末等確実に火災を防 止
- (危険の伝達及び火気等の使用の規制等)
- は、 \mathcal{O} その旨を庁舎 0 1 内 火災発生の危険が の全ての 者が 認識することが 2切迫し 7 11 ると認め できる方法 るときは、 に より伝
- を禁止す 災管理に 項に規定する場合 関 ることが する責任者は お 15 火気等の 防 火 用等 防災管理者、 0 止を命じ 火気取締責任者その 又は 危険な場所 他 0 \mathcal{O} 立入

防火 防災管理者 に可燃物を放置させない等放火を防止するため

(放火対策)

措置をとらなければならない。

(危険物の搬入等)

 \mathcal{O} 危険物を庁内に 搬 入 又は庁内 から搬出 しようとする者は、 事前

その旨を防火・防災管理者に報告しなければならな

(消防団)

第十四条 庁内におい て火災又は地震等の 災害が発生した場合にお て、 被害を最小限

度にとどめるため、 岡山 県庁消防団 (以下この条におい 「消防団」 とい

置する

2 消防団の組織及び担当業務は、別に定める。

3 庁内におい て火災が 発生し た場合 は、 防火 防災管理者 0 防団 が

の担当業務を遂行するものとする。

4 消防団は、 地震等の 災害が発生した場合は、 担当業務を遂行する ほ か、 防

管理者の要請に より 庁内における当該災害に係る被害軽減 0 \mathcal{O} 業務等に従事す

るものとする。

(通報)

第十五条 何人も、 火災の発生を知 たときは、 直ち に消防 機関及び 防 災管理

に通報しなければならない。

(防火・防災教育)

第十六条 防火・ 防災管理者は、 職員に対 して防 火及 び 防災に関する教育を行

は、積極的にこれに参加しなければならない。

(消防・防災訓練)

防災管理者は、 火災及び 地震等の災害による被害を最小限度にとどめ

避難等の 訓 練を適宜実施するも \mathcal{O}

(消防機関との連絡)

第十八条 防災管理者 は、 次 に掲げ る事項に 0 て、 防機関

しなければならない。

一消防計画の提出

二 教育、訓練、助言等の要請

三 庁舎及び諸設備の使用を変更する場合の事前連絡及び法令に基づく諸手続

四 その他防火・防災管理に関し必要な事項

(その他)

第十九条 この規則 の施行に関し必要な事項は、

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行

(岡山県庁庁舎管理規則の一部改正)

、 岡山県庁庁舎室里見明の一郎となのように女Eト

2 第五条第一項中 (昭和三十九年岡山県規則第三十七号)

第九条第一項」を (平成二十七年岡山県規則第二十

2号)第五条第一項」に改める。

別表第一(第五条、第六条、第七条関係)

	点検検査員										火気取締責任者	従事
施設・設備検	建築物検査員										者	者
消火、警報及び避難のための設備、防火区画、	庁内の建築物の使用状況の点検検査	被害の軽減に関する業務	三 その他火災の予防及び火災又は災害による	の撤去	二 物件の整理及び消防活動に支障のある物件	扱いに関する監督	器具等の点検検査並びにこれらの使用	一、火気、電気配線、火気使用設備器具、	における次に掲げる業務	該課の長が管理する会議室、倉庫等を含む。)	所属する課の所属職員が常時就業する執務室	担当業務
避			による		る物件		及び取	電気		内	室(当	

		村	策 施 監 ・		₹
			設 備	9	}
備 難 設	備 警 報 設	(Īi	# 消 火 設	<u>.</u>	寸
器具という。というでは、というでは、おりでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	備がス漏れ火災警報設自動火災報知器及び	その他の設備	消火器		Ŕ
				外観点検	周
年二回	年二回	年二回	年二回	機器点検	
年一回	年一回	年一回		総合点検	期

別表第二 (第七条関係)

	検 施 査 : 設 : 設 備	建築物検査	巡 視 検 査		<u> </u>
排煙設備等	段の一段のでででででである。とれては、一般である。とれている。	及び庁舎の外壁等の状況執務室、会議室等の使用状況	の状況等(その周辺を含む。)の管理の障害物の状況、喫煙用設備の障害物の状況、喫煙用設備		 身
	年 一 回	年 一 回	週 一 回	外観点検	Œ
月回				定期点検	周期
年一回	回 三 年 に 一	回 三 年 に 一	回 三 年 に 一	定期検査	<i>7</i> 91

その他

	年一回	週 一 回	設	危険物施設	危険物検査
年 一 回	年二回		UTK.	非常電源	
	年二回		非常コンセント設備	設質	
			水管	要 動 上 必	
年一回	年二回		排煙設備及び連結送	消火活	
	年二回		誘導灯		

放送設備	昇降機設備
年一回	月一回
	年一回

号外

平成27年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第三十号

Ш \mathcal{O} \mathcal{O} 低減に関する条例 施行 魺 \mathcal{O} 部を改正する規則を次 \mathcal{O}

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

環境 \mathcal{O} \mathcal{O} 低減に関する条例施行規則 \mathcal{O} 部を改正する規則

 \mathcal{O} 0 低減に 関する条例施行規則 (平成十四年岡 県規則第四十号)

の一部を次のように改正する。

7 「(温室効果ガス)」 を付 同条に 次 \mathcal{O}

七 三ふご化窒素

に関する法律 第五十七条第二号ア中 を乗じて得た量」 (平成十年法律第百十 0 合計」 に改める。 次号に おい 7 同 第二条第五項に規定する 地球 を削 化 係数 条第四 地 球温暖化対策の推進

(施行期日)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 規則」という。) I県環境へ 項に規定する排出削 \mathcal{O} おいて提出すべき排出削 規則による改正後の の負荷の低減に関する条例 の規定は、 減計画をいう。 平成二十八年度以降にお 山県環境 減計画につ (平成十三年岡 \mathcal{O} 1 以下同じ。) ては、 0 なお従前 低減に関する条例施行規則 山県条例第七十六号) て提出すべ つい \mathcal{O} 、て適用 例に 出削減計画 平成二十七 第百二条 (以下「新

3 平成二十八年三月三十一 平成二十八年度に排出削 第五十七条第四号に該当する場合に ては 日まで」 「又は 画を提出 前年度」 とあ おける三ふ しようとする者が、 は 0 化窒素に 又は平成二十七年四 三 っい っ化窒素に ての 同号の 月 0 規定の

出 先

(昭和三十六年岡山県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

よる被害の軽減の 「発生を防止するため」 「置き、 それぞれ所属長が所属職員の を「予防及び警戒並びに火災及び地震等の災害 中から指定する」

前項の火気取締責任者は、 同条に次の二項を加える。 本庁にあ

を

3 成二十七年岡山県規則第二十九号)に規定する火気取締責任者の担当業務の 第一項の火気取締責任者の の中から指定する。 担当業務に つては所属長とし、 っい ては、岡 山県庁舎防火 その他にあ

条ずつ繰り上げる。

第二十八条を第二十七条とし、

第二十九条から第三十三条までを

の訓令は、 平成二十七年四